

第7回動物園条例検討部会

令和2年8月7日（金）9:30～
札幌市円山動物園（Web会議システム）

議事次第

1. 開会

2. 議事

（1）条例の方向性の再確認

（2）条例の構成の整理結果について

（3）条例に盛り込む内容（第2章の位置づけ）について

3. 閉会

配布資料

資料1 条例の方向性

資料2 条例に盛り込む内容案整理表

条例の方向性

政策目標の設定・明確化

動物園水族館は絶滅のおそれのある野生動物の種の保存（生物多様性の保全）の寄与に努めなければならない。（種の保存法）

札幌市は、動物園水族館の使命・責任を認識し、動物園水族館が生物多様性の保全に将来に渡って取り組み、貢献するような施設とすることを政策目標とする。

条例の適用範囲

主に野生動物を展示している施設のうち、種の保存、調査研究、教育活動などを通じて生物多様性の保全活動に寄与している施設であり、登録している施設

目標に向けて進めるために必要なこと

- 生物多様性の保全を目的に活動する施設の把握
市が連携して活動を支援するためには、生物多様性保全という同じ目的を持った施設を抽出する。
- 理念条例から一步踏み込んだ内容
考え方を謳うだけでなく、取組内容を遵守しているか把握し、必要に応じて助言等する。

政策目標を達成するため必要と考える手段

- ① 動物園水族館のあるべき姿の明文化、世間一般への普及
 - ② 登録園館制度、登録園館への保全活動支援策
 - ③ 条例の実効性を担保するための登録園館の取組の支援体制
 - ④ 動物園水族館の保全活動を支える仕組み（市の施策・市民や企業による支援（基金））
- } 条例に盛り込むか施行規則等で施策として実施するかは要検討

条例構成イメージ

<p>第1章 総則</p> <p>目的</p> <p>定義 動物園水族館とは、……に資する施設のうち、<u>施行規則に定める施設（登録園館）をいう。</u></p> <p>基本理念</p> <p>市の責務 市の施策（支援や助言等）</p> <p>市民の責務</p> <p>事業者の責務</p>	<p>第2章 動物園水族館</p> <p>実施事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 動物園等が行う事業の列挙 <p><u>基本原則</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を行う際のルール(考え方) ・ 登録園館が遵守すべき内容(助言等)は、市長が別に定める基準に規定 <p>情報の発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 活動内容の公表 	<p>第3章 円山動物園</p> <p>運営方針等</p> <p>動物福祉の向上</p> <p><u>職員(人材確保及び人材育成)</u></p> <p><u>危機管理体制整備</u></p> <p><u>施設の整備及び管理</u></p> <p><u>関係機関との連携</u></p> <p>市民動物園会議</p> <p>基金</p>
--	--	--

条例の解説書に記載する内容

・これまで議論した具体的な手法、事例等や考え方を記載

施行規則や基準等で定める想定項目

- ・ 任意登録制度
- ・ 登録園館への支援や情報提供等協力内容
- ・ 第2章各項目の基準
- ・ 円山動物園に関する基準

条例の項目		条文のイメージ例 (下線：前回案から変更した部分)	条例に盛り込む内容案	解説または施行規則に記載する内容案
前文	前文	(全体の条例内容を検討したあと、盛り込むべき内容を整理する。)	(記載内容への主な意見) ・ 条例制定の意義 ・ 動物福祉の考え方やその必要性 ・ 「人と動物の健康及び地球の健全性の基盤となる生物多様性の保全」といったワンヘルスの要素 ・ 生物多様性の保全が公益の活動であること	
第1章 総則	目的	案1) この条例は、動物園等が生物多様性の保全において重要な役割を有していることを認め、動物園等の活動に関する基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、 <u>生態系の構成要素である野生動物を次世代に受け継ぐために、市、市民及び事業者が協働し、もって自然と人が共生する持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。</u> 案2) この条例は、動物園等が生物多様性の保全において重要な役割を有していることを認め、動物園等の活動に関する基本理念及び基本原則を定めるものとする。また、市、市民及び事業者が協働し、もって自然と人が共生する持続可能な社会の実現を図り、 <u>現在及び次世代のために野生動物の保全に寄与することを目的とする。</u>	・ 以下の3つの要素を条例に定めることで、「自然と人が共生する持続可能な社会の実現に寄与する」ことを目的とする。 - 「動物園が生物多様性の保全に重要な役割を有していることを認める」 - 「動物園等の活動の基本理念や基本原則を明らかにする」 - 「市、市民、事業者が協働して持続可能な社会を実現する」 ・ 目的は、「次世代に野生動物を受け継ぎ／野生動物を保全し、自然と人が共生する持続可能な社会の実現に寄与すること」である。	【解説】
	基本理念	動物園等の活動は生物多様性の保全を目的として行われなければならない。その活動においては、最善の科学的知見に基づいた良好な動物福祉が確保されなければならない。	・ 以下の2つの要素を含める。 - 動物園の活動は生物多様性の保全を目的に行われ、活動においては良好な動物福祉の確保することは義務である。また、動物福祉は最善の科学的知見に基づき評価されるものである。 - 動物園と市民との関係性を基本理念に提示する（研究、教育は市民に還元される／社会協働、市民参画）。また、併せて自然認識、気づきの要素を表現する（実施事業6項の表現）。 ・ レクリエーションや情操教育は基本理念に記載しない。	
	定義 (動物)	1 この条例において「動物」とは、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫その他の多細胞生物をいう。ただし、植物や菌類を除く。	・ 条例で扱う動物は、種類を限定せず全ての動物を指す。	【解説】・ 希少種には限らない、家畜を含むことを記載
	(野生動物)	2 この条例において「野生動物」とは、家畜化されていない動物をいい、自然生息地で生育した個体群並びに人の管理下で飼育及び繁殖した飼育下個体群を含む。	・ 野生動物とは、人の管理下の有無に関わらず、家畜化されていない動物全てを指す。	【解説】 ・ 国際的にも野生動物 (Wild animals) という言葉が用いられることが多いこと、種の保存法でも同様の意味で「野生動植物」を用いていることから、野生動物という言葉を用いること ・ 野生化した家畜（ノネコ、ノイヌ）を含まないこと、OIEの定義（野生化した家畜を含んでいる）よりも狭義となる理由 ・ 動物園の飼育動物は赤枠、家畜化されている動物は青枠、家畜化されていない動物は緑枠 本来の野生動物を飼育（捕獲）した時点で赤枠になる

		人為選択による表現型の変異	
		有	無
人の管理	有	家畜 domestic animals	飼育下の野生動物 captive wild animals
	無	野生化した家畜 feral domestic animals	本来の野生動物 wild animals

条例に盛り込む内容案の整理表

条例の項目	条文のイメージ例 (下線：前回案から変更した部分)	条例に盛り込む内容案	解説または施行規則に記載する内容案
(動物園水族館)	3 この条例において「動物園水族館」とは、主に野生動物を飼育し、展示し、かつ繁殖及び累代飼育を目指すとともに、野生動物の保全に関連する研究、教育及び啓発を通して生物多様性の保全に資する施設をいう。	<ul style="list-style-type: none"> 動物園等は生物多様性の保全をに寄与する施設であるということを前提に、以下の3つの要素を含める。 <ul style="list-style-type: none"> 野生動物を飼育し、展示する。 ただ飼育するだけではなく、繁殖及び累代飼育を目指す。 野生動物の保全に関する研究、教育、生息域内・域外保全など生物多様性の保全に寄与する。 上記要件を満たすところであって、任意で登録する施設 	<p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> 動物園等で取り組む種の保存は、主に野生種を対象とするが家畜種を否定しないこと 「主に野生動物を飼育展示している」：主に家畜を飼育展示している施設や研究施設は動物園等に含まれないこと 「野生動物の保全に関連する研究、教育、啓発」：野生動物の販売を主とする施設(ペットショップ・ブリーダー)やエンターテイメント施設は動物園等に含まれないこと
(動物福祉)	4 この条例において「動物福祉(アニマルウェルフェア)」とは、科学的指標を用いて判断する動物の <u>身体的及び心理的状態をいう。</u>	<ul style="list-style-type: none"> 以下の2つの要素を含める <ul style="list-style-type: none"> OIEの定義に倣う。動物福祉(アニマルウェルフェア)は動物の身体的及び心理的な状態と表現する。 動物福祉は科学的指標を用いて判断されるものである。 条文にアニマルウェルフェアを併記する。 	<p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> 動物福祉は、栄養、環境、健康、行動、精神の5つの領域の影響を受けて、良くも悪くもなるものであること 動物福祉は身体的状態をまず評価することが重要であるため、身体的及び心理的という順にしていること 動物福祉と表現した場合には、アニマルウェルフェアと同義と扱うこと
(累代飼育)	5 この条例において「累代飼育」とは、動物を3世代以上に渡って繁殖させ、かつ飼育することをいう。	<ul style="list-style-type: none"> 動物を3世代以上に渡って繁殖し、飼育すること 	<p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内外の施設と連携した生息域外保全という枠の中で飼育下繁殖を継続し、種を存続することが重要であり、単独施設内での3世代以上の繁殖成功のみをさすものではないこと
(再導入)	6 この条例において「再導入」とは、ある生物が消滅した本来の生息域の範囲内において、意図的な移動および放出を行うことをいう。対象種の生存可能個体群を回復することを目的としている。	<ul style="list-style-type: none"> IUCNガイドラインに倣う。「ある生物が消滅した本来の生息域の範囲内において、意図的な移動および放出を行うこと 	<p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> IUCN(国際自然保護連合)「再導入とその他の保全的移植に関するガイドライン」などの保全措置」と表現した場合には、「補充」「移植」の定義が必要。
(生息域内保全)	7 この条例において「生息域内保全」とは、生態系及び自然の生息地を保全し、並びに存続可能な種の個体群を自然の生息環境において維持し及び回復することをいう。また、飼育種又は栽培種については、 <u>存続可能な種の個体群を当該種が特有の性質を得た環境において維持し及び回復</u>	<ul style="list-style-type: none"> 条約の定義に倣うが、家畜種の記載部分については削除する。「生態系及び自然の生息地を保全し、並びに存続可能な種の個体群を自然の生息環境において維持し及び回復することをいう」 	<p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生物多様性条約より引用。条約の後段の記載内容は「家畜の維持及び回復を指すもの」であるため、本条例では削除
(生息域外保全)	8 この条例において「生息域外保全」とは、主として生息域内保全を補完するため、生物の多様性の構成要素を自然の生息地の外において保全することをいう。	<ul style="list-style-type: none"> 条約の定義に倣うが、生息域外保全(条約第9条)に記載されている「主に生息域内保全を保管するため」という目的を補完する」と記載する。主として生息域内保全を補完する目的をもって実施することをいう」 	<p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生物多様性条約より引用。生息域外保全(第9条)は、主として生息域内保全の補完を目的として実施することが必須であるためその目的をもって実施することが必須であるためその 生息域外保全は、国内外の施設と連携することが必須であること
(環境エンリッチメント)	9 この条例において「環境エンリッチメント」とは、野生動物の <u>自然で多様な行動を発現させるために、飼育下における行動の選択肢を広げ、身体的及び心理的に良好な健康を維持し、動物の生活の質を向上させる方策をいう。</u>	<ul style="list-style-type: none"> 以下の要素を含める <ul style="list-style-type: none"> 野生動物の自然で多様な行動を発現させるために(目的) 飼育下における行動の選択肢を広げ、身体的及び心理的に良好な健康を維持し、動物の生活の質を向上させる方策とする。 	
市の責務	1 市は、動物園等の行う生物多様性の保全の取組を認識し、動物園等を通じた生物多様性保全の取組を促進するための必要な支援を含む総合的な施策を実施しなければならない。 2 市が動物園等を設置する場合は、設置した動物園等が本条例の目的及び基本理念に従って適正に運営されるようにしなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> 視点の異なる以下の2つの要素を含める。 <ul style="list-style-type: none"> 市が動物園等の行う生物多様性保全の取組を認識し、動物園等を支援する総合的な施策を実施すること 市が設置した動物園については、運営が適正に行われること 義務規定とする。 	
市民の責務	市民は、動物園等の行う生物多様性の保全の取組に理解を深め、これを支援するとともに、自らの日常生活においても生物多様性の保全に貢献するよう努めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> 動物園等の生物多様性保全活動への理解と協力、日常の活動の実践について記載する。 努力義務とし、自らの日常生活において行う保全活動は「貢献する」など、より柔らかい表現とする。 	

条例の項目	条文のイメージ例 (下線：前回案から変更した部分)	条例に盛り込む内容案	解説または施行規則に記載する内容案
事業者の責務	1 事業者は、動物園等の行う生物多様性の保全の取組に理解を深め、これを支援するとともに、生物多様性の保全に配慮した事業活動を推進するよう努めるものとする。 2 事業者が動物園等を設置する場合は、設置した動物園等が本条例の目的及び基本理念に従って適正に運営されるようにしなければならない。	・視点の異なる以下の2つの要素を含める。 - 市民の責務同様、動物園等の生物多様性保全活動への理解と協力、活動の実践について努力義務として記載する。 - 市の責務同様、事業者が動物園等を設置した場合については、適正に運営が行われること	
第2章 動物園水族館	動物園等は、第〇条に規定する目的を達成するため、概ね次に掲げる事業を行うものとする。 <u>(1) 動物の収集及び展示</u> <u>(2) 野生動物の保全を目的とした調査研究に関すること</u> <u>(3) 種の保存に関すること</u> <u>(4) 生息域内保全の寄与に関すること</u> <u>(5) 情報発信及び教育活動に関すること</u> <u>(6) 生きものや自然の不思議に気づく感性を養い、動物を慈しむ心や豊かな人間性を育む機会を提供すること</u>	・目的を達成するため、動物園等が実施する事業を掲げることとする。 (1) 動物の収集及び展示 (2) 野生動物の保全を目的とした調査研究に関すること (3) 種の保存に関すること (4) 生息域内保全の寄与に関すること (5) 情報発信及び教育活動に関すること (6) 生きものや自然の不思議に気づく感性を養い、動物を慈しむ心や豊かな人間性を育む機会を提供すること	【解説】 (1) ・動物の収集は、生物多様性の保全及び教育を目的として実施し、長期的な計画をもって行わなければならないこと ・生物多様性の保全の重要性について理解を深めるため、動物の生態を正しく伝えるような動物展示するよう努力しなければならないこと (2) 野生動物の保全を目的とする調査研究は優先的に実施すべきこととしているが、保全を目的とはしない研究を否定するものではないこと (3) 種の保存とは、野生動物の飼育繁殖技術の確立を目指し、さらにはそれを実践すべきであること、又は、そうした動物園の取組に協力し動物を飼育すること (4) ・動物園等の生息域外保全の取組は生息域内保全を補完するために行われているものであることに鑑み、生息域内保全への貢献が必ず求められていること ・生息域内保全とは、「生息地保全、普及啓発、資源や技術の提供並びに再導入、補充及び移植等の保全措置」などのことをいう
基本原則 生物多様性の保全	動物園等の活動は、次に掲げる事項を基本原則として行うよう努めること。 (1) 生物多様性の保全は、野生動物の種の保存等が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて保全されることを旨として行われなければならない。	・生物多様性基本法から引用する。「生物多様性の保全は、野生動物の種の保存等が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて保全されることを旨として行われなければならない」	【解説】 (1) ・生物多様性基本法より引用 ・動物園等の活動（保護して増殖、野外調査、野生復帰、逸走事故など）が生態系を壊してはいけないということを意図
基本原則 動物福祉の向上	(2) 飼育する各動物種における個体ごとの身体的及び心理的要求を科学的根拠に基づき理解し、適切に観察、記録、評価及び分析を実施し、良好な動物福祉を確保した環境を整備するとともに、飼育する動物の生涯にわたる責任をもたなければならない。 (動物福祉の向上)に記載予定だった内容 1 動物園等は、飼育する動物の生活の質を確保するため、以下を整えた飼育管理を行う。 (1) 動物種ごとの個体における身体的、心理的要件に適した飼育環境 (2) 疾病の予防及び適切な治療を実施する質の高い獣医療体制 2 動物園等は、動物福祉に関する規程を定め、適切に規程を遵守しているかを科学的に評価し、必要に応じて改善のための措置をとるものとする。 3 動物園等は、最新の科学的知見及び専門的助言に基づいて、適宜、規程の見直しを行い、改正した規程は速やかに公表するものとする。	・動物福祉に関する原則は2つの要素を含める。 -動物の種及び個体の要求を科学的知見に基づき判断し、それぞれに適した生活環境を提供し、疾病の予防と適切な治療を実施することで良好な動物福祉を確保する。 -飼育する全ての動物の生涯にわたる責任を果たす。	【解説】抽象的な表現に対して事例を紹介して解説を作成する。 ・「動物種ごとの個体における身体的、心理的要件」とは、種ごとに過ごしやすい温度や湿度や地理的条件、必要な栄養、単独生活や群生活などの社会的条件、また、個体や年齢による嗜好性や特徴、季節変動による変化など動物が必要とする様々な身体的心理的な欲求のこと ◎「動物の種及び個体の要求を科学的知見に基づき判断し、それぞれに適した生活環境」とは、科学的知見を根拠に、 <u>適切に観察、記録、評価及び分析することを通して、動物種ごと個体ごとの欲求を理解した、良好な動物福祉を確保した生活環境のこと</u> ・「質の高い獣医療体制」とは、 ・「生涯にわたる責任」とは終生飼育だけを指すものではなく、動物の種や個体ごとの長期的飼育計画、繁殖計画、保全収集計画を作成し、種の保全などを目的とした貸出等を行うなど、その動物の終生における責任をもつことを意図 ・「飼育する動物」には、家畜や餌生物も含むこと ◎環境教育プログラムや調査研究に動物を活用する場合には、それらの実施効果と動物福祉への影響を考慮し、〇〇や〇〇など著しい動物福祉の低下が見られた場合には、プログラムや研究を中止すべきこと。 ◎解説又は施行規則に、以下の項目に関する規程を定めることとする（①栄養管理に関する事項 ②飼育及び展示施設並びに飼育環境に関する事項 ③動物の移送に関する事項 ④健康管理に関する事項 ⑤環境エンリッチメントに関する事項 ⑥トレーニング（訓練）に関する事項） ◎解説又は施行規則に、福祉の評価の実施（規定に基づいた運用をしているかどうか）について定めることとする。

条例の項目	条文のイメージ例 (下線：前回案から変更した部分)	条例に盛り込む内容案	解説または施行規則に記載する内容案
基本原則 動物の展示	(3) 野生動物の生態及び生息環境について最新の情報や知見を絶えず収集し、施設利用者に生物多様性の保全についての理解を促すため、動物本来の生態や生息環境を正しく伝える動物の展示及び情報発信を行わなければならない。	・動物の展示に関する原則は以下の要素を含める。 -動物園等は最新の知見や情報を収集し、動物本来の生態や生息環境を正しく伝える動物の展示や掲示板などでの情報発信を行う。	・生物多様性の保全の重要性を伝えていくために、基本的に動物本来の生態や生息環境を表現した動物の展示を行わなければならないことを意図。そのために、動物園等等は最新の情報や知見を絶えず収集し、できるだけ野生の生態に近い動物展示を行わなければならない。施設等の不足により十分にそうした対応がとれない場合には、掲示板等によって補完するなどし、正しい情報の発信に努めなくてはならない。 ◎また、施設利用者に本来の生態とは異なる行動(洋服を着せたり、芸を行うなどと同じような行動を行わせること)を見せるような展示は、野生動物の尊厳を損なうとともに、野生動物に対する誤った認識を与える恐れがあるため基本的に行うべきではない。
基本原則 教育活動	(4) 地球上の多様な生物が人の持続的な生存に重要な存在であることに気づき、生物多様性についての理解を深め、自らの生活様式や行動を変えることにつながるような具体的かつ効果的な教育普及活動を行わなければならない。	・教育活動に関する原則は以下の要素を含める。 -動物園等の教育活動は、地球上の生物が持続可能な社会の実現に重要な構成要素であることへの気づきを与え、生物多様性の保全への理解を深め、個人の日常生活における実践を促すようなものでなければならない。	・「地球上の多様な生物が人の持続的な生存にも重要な存在であることに気づき」とは、動物園等は社会教育の一環である保全教育(conservation education)に特化した施設であり、educationの本来の意味は人が持っている能力を引き出すことから、センスオブワンダーの役割(自然認識)が重要であるため、その要素を含めている。 ◎「生物多様性に関する教育プログラムは、科学的知見、参加及びコミュニケーションに基づいて実施する」などの具体的手法は施行規則に記載すべきか要検討。手法を明示することで、プログラムの結果のみを評価対象とするのではなく、プロセスが科学的知見や双方向交流などに基づいて行われているかなどを評価することができる。
基本原則 施設の安全管理	(5) 施設、設備の適正な管理を行い、施設の衛生状態を良好に維持し、飼育する動物、施設利用者、施設利用者が安全で安心して過ごせるようにする。	(5) ・飼育する動物、施設利用者、その他関係者が安全に過ごせるようにする。	
情報の発信	動物園等は、第2章に掲げる活動を記録し、これを保存するとともに、毎年度市民が知ることができるよう適切な方法で公表するものとする。	・以下の要素を含める。 - 2章に係る活動を記録し、保存し、毎年公表する。	【解説】
条例の構成に関する意見	<p>【条例の適用範囲について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1種動物取扱業のうち野生動物を展示することを主な業とするところ。など、広く設定し、やるべきことをやっていないところには指導等の監督に入る。(諸坂・黒鳥・巽) ・動物園の定義(主に野生動物を展示し、繁殖を目指し、調査研究や環境教育を通じて生物多様性の保全を実施)に即した施設のみとする。(小菅・伊勢) <p>【2章の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多くの展示業者を対象と考えたときには、高いレベルを求めすぎている。「～するものとする」という義務的な表現も書きすぎではないか。(諸坂) ・動物園といわれるところがやるべきこととしては、適切な範囲だと思う。(伊勢・小菅) ・全体を通じて、内容については、2章に記載か3章に記載か、条文に記載か下部規範に記載か、など整理が必要。(遠井) <p>【管理監督制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例の適用範囲と指導勧告の対象は必ずしも一致するものではない。(遠井・諸坂) ・権力的アプローチ(処分処罰)は次期尚早と理解したが、非権力的アプローチ(行政指導・行政協定・支援策)の制度設計はすべき。(諸坂) ・行政のリソースに限りがあり、社会的認知が不十分であり、立法する理由が円山動物園の改善というところからのスタートだったと理解している。管理監督の制度は円山動物園について即日実施、その他動物園等については数年後実施など段階的に行うことは可能だと思う。(遠井) ・管理監督は、札幌市に条例の所管事務局を置き行政指導を行うこととし、内容の調査は第3者委員会が行うという組織構成になると仮定する。(事務局) 		